

ID: 160

担当部署: 総務部 参事(風連地区地域振興担当)

処分の概要	使用料の減免														
例 規 名 根 拠 条 項	名寄市風連福祉会館条例 第7条														
例 規 番 号	平成18年条例第113号														
【根拠条文】 (使用料等の減免) 第7条 市長は、規則で定める事由があるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。 なお、使用料を免除する場合は、暖房料も免除とする。 【基準】 根拠条文及び名寄市風連地区福祉会館条例等施行規則第7条の規定による。 (使用料等の減免) 第 7 条 条例等の規定による使用料等の減免基準は、別表のとおりとする。 2 前項の規定により使用料等の減免を受けようとする者は、名寄市風連地区福祉会館等使用料等減免申請書（別記様式第5号）市長に提出しなければならない。 別表（第7条関係） <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用区分</th><th>減免内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 市又は教育委員会が主催又は共催する事業で利用する場合</td><td>免除</td></tr> <tr> <td>(2) 学校教育関係団体、社会教育関係団体、社会福祉関係団体、その他行政の補完的な役割を果たしている公益的な団体が、その団体の目的のために利用する場合</td><td>5割減額</td></tr> <tr> <td>(3) 半数以上が市内在住の障がい者を有する者で構成する団体</td><td>免除</td></tr> <tr> <td>(4) 半数以上が市内在住の65歳以上の者で構成する団体</td><td>5割減額</td></tr> <tr> <td>(5) その他市長が特に必要と認めた場合</td><td>5割減額又は免除</td></tr> </tbody> </table> 備考 1 使用料を免除する場合は、暖房料も免除とする。 2 前号に掲げる場合を除き、暖房料は減免の対象としない。 3 申請者が本市以外のもの、政治活動又は宗教活動を行うもの、営利を目的とした利用については、減免の対象としない。				利用区分	減免内容	(1) 市又は教育委員会が主催又は共催する事業で利用する場合	免除	(2) 学校教育関係団体、社会教育関係団体、社会福祉関係団体、その他行政の補完的な役割を果たしている公益的な団体が、その団体の目的のために利用する場合	5割減額	(3) 半数以上が市内在住の障がい者を有する者で構成する団体	免除	(4) 半数以上が市内在住の65歳以上の者で構成する団体	5割減額	(5) その他市長が特に必要と認めた場合	5割減額又は免除
利用区分	減免内容														
(1) 市又は教育委員会が主催又は共催する事業で利用する場合	免除														
(2) 学校教育関係団体、社会教育関係団体、社会福祉関係団体、その他行政の補完的な役割を果たしている公益的な団体が、その団体の目的のために利用する場合	5割減額														
(3) 半数以上が市内在住の障がい者を有する者で構成する団体	免除														
(4) 半数以上が市内在住の65歳以上の者で構成する団体	5割減額														
(5) その他市長が特に必要と認めた場合	5割減額又は免除														
標準処理期間	3日														
備考															
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	平成30年6月15日												